

## 4. 推奨する「定格消費電力」の表示方法

### (3)「カタログ」「取扱説明書」等出版物への表示について

カタログ、取扱説明書などの出版物への表示は次回リニューアルのタイミングで検討し、順次統一されることをお勧めします。

なお、文字数の制限などの都合で「定格消費電力」と記載できない場合は、例えば、本編では「消費電力」と記載し、巻頭や巻末に「本カタログに記載の「消費電力」とは、電気用品安全法および(一社)日本エレクトロヒートセンターが制定する「電化厨房機器性能指標基準」に基づく「定格消費電力」のことです。」と注記するなどを推奨いたします。

## お問い合わせ先

一般社団法人 日本エレクトロヒートセンター  
企画部

電話：03-5642-1640

メールでのお問い合わせは下記のホームページからお願いします。

<http://www.jeh-center.org/contact.html>